

茨城県防災会議（書面開催）の結果について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条の規定に基づく茨城県防災会議を令和3年2月3日（水）に開催する予定でしたが、下記のとおり新型コロナウイルス感染症予防の観点から、書面により県防災会議委員から御意見を頂く開催方法に変更いたしました。

頂いた御意見を踏まえ、計画内容を確認したところ次のとおり対応しているため、原案のとおりといたしました。

1 書面開催とした理由

参加する委員の多くが新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言対象地域から参加することとなったため

2 書面開催の期間

令和3年1月29日から令和3年2月15日まで

3 書面開催における意見の内容及びその対応

	意見の内容	意見に対する対応
茨城県市長会会長 山口伸樹 委員	道の駅の被災地支援拠点としての役割を、運営管理者に認識させる必要がある。 また、災害時の情報発信のため、行政等と連携する必要がある。 さらに、防災用資機材整備や長期の災害対応等について、運営管理者の負担に配慮する必要がある。	広域的な被災地支援拠点等として位置づける道の駅は、設置する市町村、道路管理者、運営管理者の3者において、BCPの策定や災害協定を検討することにより、運営管理者側の認識や情報発信・費用の負担について配慮してまいります。
茨城県医師会会長 鈴木邦彦 委員	原子力災害における医療機関入院患者及び介護施設入居者の避難は、実現可能で具体的な計画を立てる必要がある。	医療機関及び介護施設における入院患者や入居者の避難計画がより実効性を持つよう、課題の把握とその解決に取り組んでまいります。

4 地域防災計画の改定日

令和3年3月15日（月）